

平成27年7月31日

平成27年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人家畜改良センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 家畜改良センターにおける平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は304件、契約金額は18.48億円である。また、競争性のある契約は295件(97%)、18.15億円(98.2%)、競争性のない契約は、9件(3%)、0.33億円(1.8%)となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は350%の増、金額は73.6%の増)。主に代用乳等、業務の必要性から特定の製品を指定したために特定の業者に依頼せざるを得ない調達が増加したことによるものである。

表1 平成26年度の家畜改良センターの調達全体像 (単位：件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(99.1%) 235	(98.9%) 16.52	(97.0%) 295	(98.2%) 18.15	(25.5%) 60	(9.9%) 1.63
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(99.1%) 235	(98.8%) 16.52	(97.0%) 295	(98.2%) 18.15	(25.5%) 60	(9.9%) 1.63
競争性のない随意契約	(0.9%) 2	(1.1%) 0.19	(3.0%) 9	(1.8%) 0.33	(450%) 7	(73.6%) 0.14
合計	(100%) 237	(100%) 16.71	(100%) 304	(100%) 18.48	(28.2%) 67	(10.6%) 1.77

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 家畜改良センターにおける平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は285件、契約金額は16.25億円である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は34.9%の増、金額は37%の増)が、主に、これまで飼料の購入など複数の品目をまとめて一般競争を行っていたため取扱業者が限られていた実態を踏まえ、品目を分

けることで応札者が複数となり競争できると見込んだものの、結果的に多くは一者応札となってしまうところによるものである。

表1 平成26年度の家畜改良センターの二者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	157 (71.4%)	200 (70.0%)	43 (27.3%)
	金額	11.55 (74.8%)	10.92 (67.2%)	△0.63 (△5.4%)
1者以下	件数	63 (28.6%)	85 (30.0%)	22 (34.9%)
	金額	3.89 (25.2%)	5.33 (32.8%)	1.44 (37.0%)
合計	件数	220 (100%)	285 (100%)	65 (29.5%)
	金額	15.44 (100%)	16.25 (100%)	0.8 (5.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、随意契約の見直しを行うとともに、二者応札・応募割合の目標数値を定め、特に農機具等物品関係の調達に改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 随意契約の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」及び「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、契約監視委員会の意見を得て契約事務取扱規程において明確化した「随意契約ができる場合」に基づいて公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。具体的には8月中旬までには当該規程の一部改正により明確化し、周知する。

### (2) 二者応札・応募割合

調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める二者応札・応募の割合が件数で27%以下となるよう、取組みを推進するものとする。

具体的には、農機具等物品に関する調達について、業務の特殊性や地域性等に適合したきめ細かな仕様の設定により二者応札とならざるを得なかったため、平成27年度においては、①～③の取組みを実施していくことにより、適正な調達を目指す。

- ① 業務の品質確保ができる必要最低限の仕様設定とし、複数メーカーが応札可能となるように調整する。
- ② 公告期間を十分に確保し、かつ余裕をもった納期設定とする。
- ③ 積極的に競争参加者の発掘に努める。

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底

#### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たな随意契約を締結することとなる案件については、事前に契約審査委員会を開催し、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるものとする。

#### (2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

総務課長会議にて不祥事発生の未然防止・再発防止についての周知を行うとともに、本所、各牧場にて研修会を実施する。また、契約依頼から発注、検収に至る一連の事務処理を適正に実施するための契約事務取扱規程等の改正を本年中に行い、法令遵守を徹底していく。

### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施して、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5. 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を統括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

統括責任者	総務担当理事
副統括責任者	管財課長
メンバー	コンプライアンス室長、総務課長、会計課長

#### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、それに関連して、新規の随意契約、2カ年連続の一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、家畜改良センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。